不服申立て事案答申第 264 号

不服申立て事案諮問第285号

件名:警察安全相談等・苦情取扱票の不訂正決定に関する件

## 答申

#### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情取扱票(令和5年10月14日受理。以下「本件取扱票」という。)のうち、別表に掲げる訂正を求める箇所(以下「本件保有個人情報」という。)を不訂正とした決定は妥当である。

#### 2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づき審査請求人が令和 6 年 1 月 17 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 2 月 16 日付けで行った不訂正決定の取り消しを求めるというものである。

- (2) 審査請求の理由 (略)
- 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

#### ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和6年1月17日、A警察署において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、警察安全相談等・苦情取扱票と記載され、訂正請求の趣旨欄には「5年くらい前、私が」→「10年くらい前から、私が」が正しい内容であると記載されている。

#### (1) 保有個人情報不訂正決定

本件保有個人情報は、令和 5 年 10 月 26 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件取扱票である。

処分庁は、本件訂正請求について、法第 93 条第 2 項の規定に基づき 訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報不訂正決定通 知書により審査請求人に通知(以下「本件処分」という。)した。

#### イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない 決定であり、訂正しないこととした理由については、保有個人情報の 内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明 らかではないためである。

#### a 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する 法律施行条例解釈運用基準によれば、

- 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保 有個人情報が事実ではないことが判明したときをいう。
- 訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、 保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正 をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、 特段の調査を行うまでもない。
- 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

### b 調査結果

本件取扱票は、特定年月日 C 及び特定年月日 D に、通報により現場に赴いた A 警察署地域課員が審査請求人に対応した状況が記録されたものであり、取扱状況を所属長へ報告し、必要な指揮を受けるため作成されたものである。

特定年月日 C の対応状況については、審査請求人が A 警察署地域 課員に対して、過去の A 警察署の対応に不満があったことを申し立 てたことが記録されている。

特定年月日 D の対応状況についても、A 警察署の対応に不満があった等との申し立てと、その他に 5 年くらい前、私が所有している畑の隣にある家から、子供が遊んでいたボールが飛んで来て当たりそうになったことがあるといったことが記録されている。

審査請求人は、この記述のうち、「5年くらい前、私が」を「10年 くらい前から、私が」に訂正するよう求めている。

警察安全相談等・苦情取扱票は、警察安全相談等及び苦情を適切に解決し、警察の責務の的確な遂行及び適正な警察業務の運営に資するためのものであり、警察職員が警察安全相談等を受理したとき、その申出の要旨や取扱状況を記録し、組織的な管理をするものである。

この点について、本件取扱票は、審査請求人の申出の要旨及び対応状況を記録した上で、所属長である A 警察署長まで報告され、「警務課員に伝えて欲しい」旨の審査請求人の申出どおり同署長の指揮事項において「警務課へ引き継ぐこと」と記載の上、解決として処理されていることから、警察安全相談等・苦情取扱票としての利用目的は既に達成されている。

また、本件取扱票の作成者である A 警察署地域課員に確認し調査 した結果、取扱いから既に約 6 ヶ月が経過しており、現時点におい て当時の対応状況の記憶が定かではなく、他に当時の対応状況を記 録した資料も見つからなかった。

さらに、審査請求人より同人の主張を裏付ける客観的な資料の提 出等もなく、事実関係は明らかとならなかった。

(4) よって、本件処分については、法第 92 条及び第 93 条の規定に基づき、訂正することが利用目的の達成に必要でない上、調査においても訂正請求に理由があることが確認できなかったことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は審査請求の趣旨及び理由を、訂正する事を求める、不訂正 通知書が発付されるのは誤りである等としている。

しかしながら、本件は、訂正することが利用目的の達成に必要がない上、 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかったた め、訂正請求に理由があることが確認できず本件処分を行ったものであり、 審査請求人の主張は失当である。 なお、審査請求人は、本件審査請求書において、A 警察署職員 B と面談し、 訂正することを求めたところ、訂正済みであるとの回答を得ている、訂正 済みである根拠は、すでに署長まで決裁済みであり、記録は警察安全相談 等・苦情取扱票にされている旨主張しているが、当該警察安全相談等・苦 情取扱票は、令和 6 年 1 月 11 日に、本件取扱票の訂正を審査請求人が申し 出た事実及びその申出の要旨を明らかにしているだけのものであり、訂正 請求書を受理して訂正決定を行ったものではなく、本件処分に影響を及ぼ すものではない。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、 本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

### 4 審議会の判断

#### (1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 5 年 10 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求 に対して、処分庁は、本件取扱票を特定した上で、同年 12 月 11 日付け で保有個人情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、令和6年1月17日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年2月16日付けで保有個人情報不訂正決定を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件取扱票に記載 された内容のうち、「5 年くらい前、私が」と記載された部分について、 「10 年くらい前から、私が」である旨を主張している。

これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実 であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではない として不訂正決定をしている。

#### (2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

処分庁によれば、本件取扱票は、審査請求人の申出の要旨及び対応状況を記録した上で所属長まで報告され、令和 5 年 10 月 16 日には解決として処理されており、本件取扱票の作成者である A 警察署地域課員に確認し調査したが、取扱いから既に約 6 ヶ月が経過しており、当時の対応状況の記憶が定かではなく、ほかに当時の対応状況を記録した資料もなかったことから、不訂正決定をしたとのことである。

当審議会において検討したところ、処分庁が請求内容に理由があるかど

うかを判断するために行った調査に特段の不足は見受けられない。よって、令和 5 年 10 月 17 日に審査請求人から聴取した内容として記載された「5 年 くらい前、私が」の部分について誤りであることは確認できず、本件訂正 請求に理由があるとは認められない。

したがって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

# (3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別表

訂正を求める箇所	訂正請求の内容
5年くらい前、私が	10 年くらい前から、私が

# (審議会の処理経過)

年 月 日	内
6. 5. 2	諮問(弁明書の写しを添付)
6.12.16 (第244 回審議会)	審議
7. 1.24 (第245回審議会)	審議
7. 2.26	答申